

寄附金の優遇税制について

平成 29 年 12 月 1 日現在

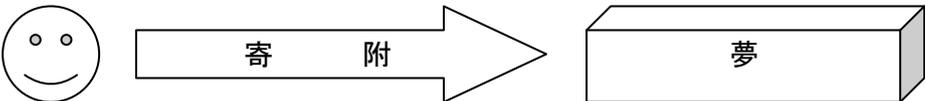
公益財団法人 みんなの夢をかなえる会への寄附金は申告によって、所得税、法人税、相続税、一部の自治体の住民税について税制上の優遇措置を受けることができます。

個人の支援者様が公益財団法人に対して支出した寄附金は、確定申告を行うことで税負担が軽減されます。平成 23 年度税制改正により、従来の「所得控除」のほかに「税額控除」が加わり、いずれか有利な方を選択できるようになりました。

公益財団法人みんなの夢をかなえる会も内閣府から、「税額控除ができる法人に該当する証明」をしていただきました。平成 23 年分の所得税確定申告から、「所得控除」か「税額控除」のいずれか有利な方を選択していただけます。確定申告は、当法人が発行した領収書と、「税額控除に係る証明書」を添付してください。

個人が支出する寄附金（所得税・住民税）

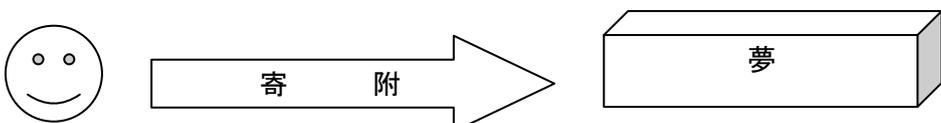
■ 所得控除



確定申告（所得税）で、
（寄附金額（注 1、2）－2,000 円）を所得金額から控除できます。

（注 1）1 年間の寄附金額の合計額となり、他の公益法人や国地方公共団体等への寄附金額も含まれます。
（注 2）控除額は寄附をした人の所得金額の 40%が上限となります。
東日本大震災のための財務大臣の指定寄附は所得の 80%が上限となります。

■ 税額控除



確定申告（所得税）で
{(寄附金額（注 1、2）－2,000 円) × 40%} を所得税額から控除
できます（注 3）

（注 1）1 年間の寄附金額の合計額となり、他の公益団体への寄附金額も含まれます。
（注 2）寄附をした人の所得金額の 40%が上限となります。
（注 3）認定 NPO 法人寄附金特別控除額とあわせて所得税額の 25%を
限度とします。
一部の自治体に限り、個人住民税も、税額控除があります。

➤ ケース 1

【前提】：給与所得者、独身、総収入 3,500,000 円、寄附金額 12,000 円

■ 所得控除

<計算式>

課税所得金額〔所得金額 2,270,000 円（※1）－（生命保険料控除額＋地震保険料控除額＋医療費控除＋社会保険料控除＋寄附金控除（寄附金額－2,000 円）＋基礎控除 380,000 円 等）〕×税率※2＝所得税額

単位：円

寄附の有無	課税所得金額	税率	納税額
無	1,890,000	×5%	94,500
有	1,880,000	×5%	94,000
還付金額			500

$2,270,000 \text{ 円} \times 40\% = 908,000 \text{ 円} > 12,000 \text{ 円}$ ∴ 全額控除可能

■ 税額控除

<計算式>

課税所得金額〔所得金額 2,270,000 円（※1）－（生命保険料控除額＋地震保険料控除額＋医療費控除＋社会保険料控除＋基礎控除 380,000 円 等）〕×税率※2＝所得税額－寄附金の税額控除＝納税額

単位：円

寄附の有無	課税所得金額	税率	所得税額	寄附金の税額控除額	納付税額
無	1,890,000	×5%	94,500		94,500
有	1,890,000	×5%	94,500	4,000	90,500
還付金額					4,000

$2,270,000 \text{ 円} \times 40\% = 908,000 \text{ 円} > 12,000 \text{ 円}$

$94,500 \text{ 円} \times 25\% = 23,625 \text{ 円} > 4,000 \text{ 円}$ ∴ 全額控除可能

■ 結果

税額控除が有利

※1 所得金額は給与所得表から（抜粋）

給与等の収入金額の合計額		給与所得控除後の 給与等の金額
から	まで	
3,500,000	3,503,999	2,270,000
3,504,000	3,507,999	2,272,800
3,508,000	3,511,999	2,275,600

※2 税額表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000 円から 1,949,000 円まで	5%	0 円
1,950,000 円から 3,299,000 円まで	10%	97,500 円
3,300,000 円から 6,949,000 円まで	20%	427,500 円
6,950,000 円から 8,999,000 円まで	23%	636,000 円
9,000,000 円から 17,999,000 円まで	33%	1,536,000 円
18,000,000 円から 39,999,000 円まで	40%	2,796,000 円
40,000,000 円以上	45%	4,796,000 円

(注) 平成 25 年から平成 49 年までの各年分においては、所得税と復興特別所得税
(原則として基準所得税額の 2.1%) を併せて申告・納付することになります。

➤ ケース 2

【前 提】：給与所得者、配偶者、扶養子 2 人、総収入 10,000,000 円、
寄附金額 144,000 円

■ 所得控除

単位：円

寄附の有無	課税所得金額	税 率	納税額
無	6,280,000	×20%-427,500	828,500
有	6,138,000	×20%-427,500	800,100
還付金額			28,400

$7,800,000 \text{ 円} \times 40\% = 3,120,000 \text{ 円} > 144,000 \text{ 円} \therefore$ 全額控除可能

■ 税額控除

単位：円

寄附の有無	課税所得金額	税率	所得税額	寄附金の税 額控除額	納付税額
無	6,280,000	×20%-427,500	828,500		828,500
有	6,280,000	×20%-427,500	828,500	56,800	771,700
還付金額					56,800

$7,800,000 \text{ 円} \times 40\% = 3,120,000 \text{ 円} > 144,000 \text{ 円}$

$828,500 \text{ 円} \times 25\% = 207,125 \text{ 円} > 56,800 \text{ 円} \therefore$ 全額控除可能

■ 結果

税額控除が有利

▶ ケース 3

【前提】：給与所得者、配偶者、総収入 30,000,000 円

寄附金額 6,000,000 円

■ 所得控除

単位：円

寄附の有無	課税所得金額	税率	納税額
無	27,040,000	×40%-2,796,000	8,020,000
有	21,042,000	×40%-2,796,000	5,620,800
還付金額			2,399,200

$27,800,000 \text{ 円} \times 40\% = 11,120,000 \text{ 円} > 6,000,000 \text{ 円} \therefore$ 全額控除可能

■ 税額控除

単位：円

寄附の有無	課税所得金額	税率	所得税額	寄附金の税額控除額	納付税額
無	27,040,000	×40%-2,796,000	8,020,000		8,020,000
有	27,040,000	×40%-2,796,000	8,020,000	2,005,000	6,015,000
還付金額					2,005,000

$27,800,000 \text{ 円} \times 40\% = 11,120,000 \text{ 円} > 6,000,000 \text{ 円}$

$8,020,000 \text{ 円} \times 25\% = 2,005,000 \text{ 円} < 2,399,200 \text{ 円} \therefore$ 25%以内控除

■ 結果

所得控除が有利

多くの場合、税額控除を選択いただくと所得税が少なくなり有利になりますが、所得税率の高い方が寄附をされる場合には所得控除の方が有利になる場合もございますご申告の際には最寄りの税務署または顧問税理士にご相談の上、有利な方を選択してください。

参考：国税庁

https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm